## 計画の性質

医療法に定める「医療計画」を含むものであり、東京都の保健医療 に関し、施策の方向を明らかにする「基本的かつ総合的な計画」

## 次期計画期間 (6年間(※1、2))

令和6(2024)年度から令和11(2029)年度まで

※1:中間年で必要な見直しを実施。

※2:東京都医師確保計画については3年ごとに見直しを実施。

## 改定のポイント(全体について)

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りとなった 地域医療の様々な課題に対応するとともに、人口構造の変化への対 応を図る。
- ・新たな事業(6事業目)として新興感染症への対応に関する事項を 追加。
- ・現行計画期間中に追加した「医師確保計画」「外来医療計画」についても医療計画本体と併せて見直しを行う。

## スケジュール

